

新旧対照表

【条約基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 二国間条約	第 1 章 二国間条約
<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記 3 - 1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記 3 - 2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記 3 - 3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記 3 - 4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記 3 - 5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記 3 - 6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記 3 - 7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（後記 3 - 8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記 3 - 9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記 3 - 10）及び経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記 3 - 11）を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 条約の相手国のうち、<u>アルゼンチン</u>、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、<u>キューバ</u>、デンマーク、<u>エルサルバドル</u>、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、<u>ハイチ</u>、ハンガリー、インド、インドネシア、<u>ルクセンブルク</u>、<u>マレーシア</u>、メキシコ、オランダ、<u>ニュージーランド</u>、<u>ノルウェー</u>、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、<u>スロベニア</u>、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、<u>英國</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>クロアチア</u>、<u>チェコ</u>、<u>スロバキア</u>、アメリカ合衆国及び<u>ウルグアイ</u>の各国に対しては、関税法基本通達 3 - 3（協定税率を適用する国）の規定に従つて直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九</p>	<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記 3 - 1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記 3 - 2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記 3 - 3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記 3 - 4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記 3 - 5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記 3 - 6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記 3 - 7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（後記 3 - 8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記 3 - 9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記 3 - 10）及び経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記 3 - 11）を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 条約の相手国のうち、<u>アルゼンティン</u>、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中華人民共和国、<u>キューバ</u>、デンマーク、<u>エル・サルバドル</u>、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、<u>ハイチ</u>、ハンガリー、インド、インドネシア、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>マレイシア</u>、メキシコ、オランダ、<u>ニュージーランド</u>、<u>ノールウェー</u>、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、<u>スロヴェニア</u>、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、<u>英國</u>、<u>マケドニア旧ユーゴスラビア共和国</u>、<u>クロアチア</u>、<u>チェコ</u>、<u>スロバキア</u>、アメリカ合衆国及び<u>ウルグアイ</u>の各国に対しては、関税法基本通達 3 - 3（協定税率を適用する国）の規定に従つて直接「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラ</p>

新旧対照表

【条約基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
<p>百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国譲許表に掲げる税率（以下「ガット税率」という。）」を適用する。</p> <p>□（省略） (2)（省略）</p>	<p>ケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国譲許表に掲げる税率（以下「ガット税率」という。）」を適用する。</p> <p>□（同左） (2)（同左）</p>		
<p>別紙 1 (1 - 1 関係) 通商関係条約一覧表</p> <p>1 戦後締結されたもの</p>	<p>別紙 1 (1 - 1 関係) 通商関係条約一覧表</p> <p>1 戦後締結されたもの</p>		
条約又は協定名	条約番号	署名	発効
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
通商に関する日 本国とオースト ラリア連邦との 間の協定	昭和 32 年条約第 20 号	昭和 32 年 7 月 6 日	昭和 32 年 12 月 4 日
通商に関する日 本国とインドとの 間の協定	昭和 33 年条約第 2 号	昭和 33 年 2 月 4 日	昭和 33 年 4 月 8 日
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
2（省略）			
別紙 2 (1 - 2 関係)（省略）			
別紙 3 (1 - 3 関係)（省略）			
条約又は協定名	条約番号	署名	発効
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）
通商に関する日 本国とオースト ラリア連邦との 間の協定	昭和 32 年条約第 20 号	昭和 32 年 2 月 4 日	昭和 32 年 12 月 4 日
通商に関する日 本国とインドとの 間の協定	昭和 33 年条約第 2 号	昭和 33 年 1 月 20 日	昭和 33 年 4 月 8 日
（同左）	（同左）	（同左）	（同左）
2（同左）			
別紙 2 (1 - 2 関係)（同左）			
別紙 3 (1 - 3 関係)（同左）			

新旧対照表

【条約基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>別紙 4（2 - 1 関係） 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）の加盟国・地域 (平成 22 年 12 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">国名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加盟国・地域（153 力国・地域（日本を含む。））</td><td>アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、<u>EU</u>、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、<u>ギニア・ビサウ</u>、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、<u>台湾</u>、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、<u>日本</u>、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリ</td></tr> </tbody> </table>	国名		加盟国・地域（153 力国・地域（日本を含む。））	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、 <u>EU</u> 、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、 <u>ギニア・ビサウ</u> 、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、 <u>台湾</u> 、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、 <u>日本</u> 、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリ	<p>別紙 4（2 - 1 関係） 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO協定）の加盟国・地域 (平成 21 年 6 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">国名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加盟国・地域（153 力国・地域（日本を含む。））</td><td>アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、<u>EC</u>、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、<u>ギニアビサウ</u>、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、<u>チャイニーズ・タイペイ</u>、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー</td></tr> </tbody> </table>	国名		加盟国・地域（153 力国・地域（日本を含む。））	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、 <u>EC</u> 、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、 <u>ギニアビサウ</u> 、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、 <u>チャイニーズ・タイペイ</u> 、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー
国名									
加盟国・地域（153 力国・地域（日本を含む。））	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、 <u>EU</u> 、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、 <u>ギニア・ビサウ</u> 、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、 <u>台湾</u> 、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、 <u>日本</u> 、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリ								
国名									
加盟国・地域（153 力国・地域（日本を含む。））	アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、 <u>EC</u> 、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カタール、ガーナ、カナダ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、カンボジア、ギニア、 <u>ギニアビサウ</u> 、キプロス、キューバ、ギリシャ、キルギス、グアテマラ、クウェート、グルジア、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、シンガポール、ジンバブエ、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロバキア、スロベニア、スワジランド、セネガル、セントビンセント、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、ソロモン、タイ、大韓民国、タンザニア、チェコ、チャド、中央アフリカ、中華人民共和国、チリ、 <u>チャイニーズ・タイペイ</u> 、チュニジア、デンマーク、ドイツ、トーゴ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、トンガ、ナイジェリア、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、パナマ、バーレーン、パプアニューギニア、パラグアイ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー								

新旧対照表

【条約基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、香港、ホンジュラス、マカオ、<u>マケドニア</u>旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ルワンダ、レソト</p>	<p>ー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルネイ、ブルンジ、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ボツワナ、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、香港、ホンジュラス、マカオ、<u>マケドニア</u>、マダガスカル、マラウイ、マリ、マルタ、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ルワンダ、レソト</p>